

## 令和6年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	山の下海浜公園プール							
管理者名	公益財団法人新潟市開発公社	指定期間	令和6年4月1日	～ 令和11年3月31日				
担当課	東区建設課							
所在地	新潟市東区船江町1丁目52番1号							
根拠法令	都市公園法							
設置条例	新潟市都市公園条例							
施設概要	山の下海浜公園（敷地面積 3, 6 ha）内 プール主要施設 造波プール 遊泳プール（25mプール、幼児用プール含む） プール管理棟 鉄筋コンクリート造2階建 トイレ棟 鉄筋コンクリート造平屋 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1, 060 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>842 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>558.45 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>59.66 m<sup>2</sup></td> </tr> </table>				1, 060 m <sup>2</sup>	842 m <sup>2</sup>	558.45 m <sup>2</sup>	59.66 m <sup>2</sup>
1, 060 m <sup>2</sup>								
842 m <sup>2</sup>								
558.45 m <sup>2</sup>								
59.66 m <sup>2</sup>								

施 設 設 置 目 的
スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。
管 理 ・ 運 営 に 関 す る 基 本 理 念 ， 方 針 等
<p>(1)新潟市体育施設条例並びに新潟市都市公園条例（以下「条例」という。）に基づき、スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。</p> <p>(2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、サービスの向上や平等利用を確保すること。</p> <p>(3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。</p> <p>(4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。</p> <p>(5)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。</p> <p>(6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。</p> <p>(7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。</p> <p>(8)指定管理者制度を理解し、実践すること。</p> <p>(9)本市施策の方向性（東区の健康増進施策の方向性である、メタボリックシンドロームの改善や運動の習慣化）に沿った自主事業の提案・実施に努めること</p>

視点	評価項目	評価指標	実績	評価※	評価コメント※
市民	広報の充実	ホームページ等による情報提供更新月1回以上			
	基準利用者数の達成	利用者数年間23,500人以上			
	各種サービス別満足度	・アンケートで「満足」が60%以上 ・利用者の声で苦情が5割以下			
	苦情・要望に対する対応	・苦情・要望には14営業日以内に回答 ・苦情対応マニュアル整備			
財務	利用者一人当たりのコスト削減額	過去3年間の施設平均値より1%以上削減			
	管理運営経費削減への取り組み	省エネ及び環境に配慮した取り組みの実施			
	市の歳入の増加	使用料収入(免除料金含む)が年間3,500,000円以上			
業務	他施設との連携に関する理解	他施設と連携して実施する取組みを年4回以上実施			
	事業計画・事業報告の適切さ	・事業報告が分かりやすく、かつ正確である ・事業報告の綿密な記述			
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	・危機管理マニュアルの職員周知 ・防災訓練年2回以上実施			
	事件・事故発生時の対応の適切さ	・利用者の安全確保のための対応が整理されている (避難の誘導や蘇生対応等) ・市の主管課及び警察・消防への連絡体制が整備されている			
	自己管理システム	事業報告書において、業務の自己点検と業務への反映についての具体的記載			
	事故防止の取組	・補償を伴う事故発生件数0件			
	関係法令の遵守	個人情報保護、情報公開及びコンプライアンスに関する研修年1回以上			
	業務基準書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守			
人材	配置人員条件の充足	業務に必要な資格又は専門知識、経験を有する職員の配置			
	配置人員のスキルの習得度	職員研修を年3回以上実施			
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守			

【評価基準】

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていない場合は「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所管課による総合評価(所見)
現地調査日:令和 年 月 日